

あさひかわ消費者だより

～～劇団”風”に新メンバー～～

今年度も消費者被害防止を目的に、寸劇や紙芝居を取り入れた「消費者出前講座」を実施しております。近年消費生活はもちろんです、特殊詐欺を取り入れた内容の要望が多くなっております。今年は二人の男性が”風”のメンバーとして活躍しています。強面の男性が演じるものは説得力が違います。参加者が身を乗り出して、事例発表に見入ってる様子が伝わります。応援のほどよろしくお願いいたします。引き続きメンバー募集中です！



▲特殊詐欺撲滅を訴える村上会員（写真左）



▲悪役を好演する植木会員（写真右）

消費者セミナー 『ゴミの分別を学びましょう！』

旭川市のごみ分別（有料化）から18年が経ちますが、ごみの多様化で分別方法、廃棄の仕方等に疑問を抱いた事はありませんか？

安直に廃棄し、事故になったというニュースも耳にします。CO₂削減、SDGsに繋がる身近な問題です。是非ご参加ください。

今回は、旭川市クリーンセンター職員をお招きし、ごみ分別のお話と注意点を伺います。

開 催 日：令和7年8月21日〈木〉

時 間：10:30～12:00

場 所：シニア大学 講座室

講 師：旭川市クリーンセンター職員

参 加 費：無 料 申込 0166-26-2514 河野



灯 油 ・ ガ ソ リ ン ・ L P ガ ス 価 格 調 査

7月1日協会調べ

	平均価格	最高値	最安値	前月差	前年7月平均
灯 油 1ℓ (37店)	127.35 円	139 円	116 円	0.29 円	121.53 円
ガソリン 1ℓ (11店)	169.09 円	178 円	153 円	-1.91 円	179.21 円
LPガス 5 m ³ (23店)	6,643 円	8,536 円	4,095 円	-13.00 円	6,905 円

あさひかわ消費生活展 2025

日 時：10月4日(土)10:00～15:00・10月5日(日)10:00～15:00

場 所：フィール旭川7階

消費者セミナー

テーマ『続・終活へのアプローチ』

～生命保険の「契約者代理制度」と社協が薦める「安心サポート事業」その後～

昨年に引き続き同じテーマで開催します。多様な価値観の中、終活もひとつとして同じ形はありません。今後の生活を支える仕組みを改めて一緒に考えましょう。



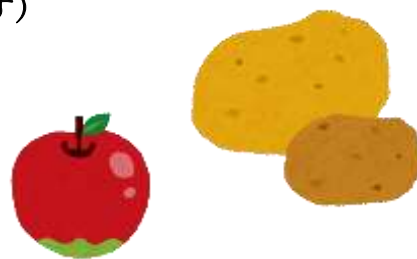
日 時：10月4日(土)10:30～12:30

場 所：シニア大学 講座室

定 員：40名(事前申込が必要です)

参加費：会員無料・一般300円

- ・休日消費生活相談 5日(日)10:00～15:00
- ・各部パネル展示 消費者ひろば作品展
- ・ワークショップ(消費者ひろば主催)
- ・フリーマーケット 地産地消販売会(旭川産りんご・新米・じゃが芋他)



🌀フリーマーケットへの寄付をお願いいたします。衣類・アクセサリ、小物等ご寄付をお願いいたします。尚、食器・子供服・靴等はお受けできませんのでご了承ください。

当協会の理事の方々が旭川市・団体の委嘱を受け、会議に出席しています。

『旭川市環境審議会』

環境審議会は旭川市の環境保全などに関して行政の担当者と各分野から選ばれた15名の委員で審議をしています。環境会議の内容は幅広くぎっしり詰まっています。令和7年度の環境基本計画はごみの減量、地球温暖化対策など6項目の計画があります。

その中で、市役所1階ロビーでは旭川市環境部がフードドライブの受付箱を設置し必要としている人たちへの支援にも繋がっています

これは誰もがができる環境活動の一つだと思います。 上田 由加里理事



『旭川市地域公共交通会議』



交通会議とは、公共交通に関する、行政、会社、団体等、約20の関係機関の担当者が一同に会し、交通に係るあらゆる事項について、検討、打ち合わせを行う会議であります。旭川消費者協会は、交通機関の利用者目線で、意見具申をする立場にあります。例えば、バス路線や、運行時間、料金等が打ち合わせされます。

座長は、旭川市地域振興部長が着いて、進行されます。

馬場 貞理事

【市民との交流部】～消費者ひろば～

毎月第1・3水曜日 時間 10:00～12:00



8月6・20日

「着物のタペストリー」

❀お部屋にアクセント

材料費：会員 650 円

一般 750 円

持ち物：裁縫道具

チャコペン



9月3日 耳元でゆらゆら

「折り紙で作る鶴のイヤリング」

※2組

材料費：会員 300 円

一般 400 円

持ち物：先の細い

ピンセット、針山

待ち針 4 本



9月17日 生活展(10月4・5日)に行うワークショップの準備

持ち物：カッターナイフ・はさみ・チャコペン

※お手伝いくださる方

～街頭啓発～を終えて～

5月24日、好天に恵まれ旭川消費者協会と旭川市(14名)で街頭啓発を実施することができました。5月号でお知らせしたように今年度の街頭啓発は「消費者被害防止」の呼びかけと「消費生活センターの周知」の他に、地球温暖化の原因とされる「CO₂削減に関するアンケート・意識について」も聞き取り方式で実施しました。それぞれが生活する上で心がけている対策が寄せられ、内容は貴重です。事前の地区部の勉強会についても併せて生活展で発表させていただきます。



▲街頭啓発参加者14名



▲旭川市民へ啓発・アンケートを実施



賛助会員の紹介で順次掲載しております。

北海道電力ネットワーク株式会社 道北統括支店

LINEで
停電情報をお知らせします!

30秒でかんたん登録!
▼詳しくはこちら

いざという時に安心!

家族の停電情報も
停電時に通知!

暮らしと社会を支える生命保険

一般社団法人
生命保険協会 旭川協会

旭川市1条通9丁目旭川緑橋通第一生命ビル5階

TEL : 0166-25-5166 FAX : 0166-29-3128

【消費生活相談部】**「水漏れ修理」「解錠」「害虫駆除」など、
「暮らしのレスキューサービス」で思わぬ高額請求！****【事 例】**

日曜の昼、突然洗面台の水道管から水漏れが発生した。いつもの修理業者が休みだったので、電話帳で見つけた業者に「水漏れしている。」と伝え来てもらった。作業が終わり、業者から60万円の高額請求を受けた。以前、水漏れした際は、防水テープで穴を塞ぐなどし、代金は2万円くらいだった。既に作業が終わっていたので銀行でおろした20万円を代金の一部として支払ったが、高額すぎるのではないか。納得がいかない。（80歳代 男性）

**【相談部からのアドバイス】**

- ・事例では日曜の夕方業者が状況を確認後、翌日再訪し作業を行いました。慌てて業者を呼んでしまいがちですが、翌日の作業であれば、いつもの業者を呼ぶことも可能でした。
- ・突然のトラブルに備え、止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。
- ・複数の業者から見積もりを取り、作業内容や料金、アフターサービス等を比較検討することが大切です。
- ・現場の状況次第では、さらに修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等をよく確認しましょう。
- ・納得がいかない場合は、その場で契約しないようにしましょう。
- ・料金について納得できない場合は、支払いを保留にして説明を求めるようにしましょう。
- ・訪問販売で契約を締結した場合、クーリング・オフができます。
- ・契約書面の記載内容をよく確認しましょう。
- ・ただし、消費者が事業者に来訪を要請した場合は、クーリング・オフができない場合があるので注意が必要です。
- ・判断に迷った時は、消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、旭川市消費生活センター ☎22-8228へ

一般社団法人
旭川消費者協会

旭川市1条通8丁目フィール旭川7階 Tel/Fax0166-26-2514
ホームページ <https://asahikawa-shokyo.sakura.ne.jp>
メールアドレス a-shokyo@wine.plala.or.jp